

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：平成30年1月26日（平成30年（独情）諮問第5号）

答申日：平成30年6月14日（平成30年度（独情）答申第10号）

事件名：特定の空調設備改修工事に係る積算価格算出内訳明細書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「施設部保有の東京大学（駒場II）3号館空調設備改修工事（II期）予定価格算出内訳明細書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月24日付け第2017-62号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、  
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

原処分では、本件対象文書の開示部分が、中科目別内訳のみとなっている。他の官公庁では、細目別内訳部分まで開示されている。

東京大学では、なぜ細目別内訳部分が不開示となっているのか。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### （1）本件対象文書について部分開示とした理由について

処分庁では、予定価格算出内訳明細書にかかる開示請求については、予定価格算出内訳明細書の中科目内訳までは入札終了後公開している情報であるため開示しているが、細目別内訳については予定価格算出の根拠をなす情報であり、これを公開することは予定価格算出のノウハウを公表することとなり、このため、契約業務の遂行に支障が生じ、今後処分庁が著しく不利益を被ることとなる。

したがって、「公にすることにより、契約にかかる事務に関し、本学の財産上の利益を不当に害するおそれのある情報については、法5条4号二に該当するため、不開示とする。」として、細目別内訳の数量、単位、単価、金額、備考欄を不開示とする原処分を平成29年11月24

日付けで行った。

これについて、審査請求人は、平成29年12月4日受付の審査請求書の中で、原処分取消しを求めている。

## (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は「今回の開示請求では、本件対象文書の開示部分が、中科目別内訳のみとなっている。他の官公庁では、細目別内訳部分まで開示されている。東京大学では、なぜ細目別内訳部分が不開示となっているのか。」等と主張している。

しかしながら、設備工事の予定価格算出内訳明細書の細目内訳部分には、製造業者から徴取した見積価格に、本学が独自に設定した「低減率」を掛け合わせたものが「単価」又は「金額」として記載されている。低減率は調達実績等から取引実態を勘案し、本学で独自に設定している見積額に対する補正（査定）率であり、本学に提出される見積価格と見積業者・工事業者間の取引額に、どの程度の差があるかを勘案したものである。低減率の設定には多くの工事実績を積み重ねる必要があり、数年単位での調査が必要となることから、短期間で変動する性格のものではなく、年度の近接する調達にあっては、変更を必要とする特段の調査の結果が生じない限りは、ほぼ同様の率が採用される。見積内容は、入札参加者には設計図面等で明らかにされており、特に見積業者に守秘義務や調達への参加制限を課すものではないため、当該業者から提出された見積書を徴取することは容易な状況であり、低減率が掛かる「単価」の開示と見積書の入手によって低減率が明らかになる。低減率が明らかになることで予定価格の類推が容易になり、競争を制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、さらに談合が一層容易に行われる可能性がある。

他の官公庁では、細目別内訳部分まで開示されているとの指摘があるが、入札方法が全く同じということはなく、開示の範囲も様々であり、ましてや予定価格の積算方法についても一括りにして比較できないと考える。処分庁の積算方法は上記のとおりであり、したがって処分庁の決定は妥当であると判断する。

以上のことから、諮問庁は、本件について原処分維持が妥当と考える。

## 2 補充理由説明書

### (1) 経緯等

原処分に対する審査請求の内容を踏まえ、改めて検討した結果、原処分において不開示とした部分の一部を新たに開示することとし、なお不開示を維持する部分について、不開示理由を補充して説明する。

### (2) 新たに開示する部分について

ア 細目別内訳部分の各細目別の「計」欄について

本件対象文書の細目別内訳部分において、下表に掲げる部分については、各細目別の小計が記載されており、当該小計は既に開示及び公表されている各中科目別内訳金額に一致していることから、これを公にしても、契約等に係る事務に関し、本学の財産上の利益を害するおそれがないものと判断したため、新たに開示することとする。

新たに開示する部分	
7頁	表の「単価」及び「金額」の各欄の6行目及び14行目
8頁	表の「単価」及び「金額」の各欄の2行目、6行目、12行目、16行目、21行目、29行目及び34行目

※ 頁数については、本件対象文書の1枚目を1頁目としてカウントした。

イ 細目別内訳部分における、「数量」、「単位」及び「備考」の各欄について

本件対象文書の細目別内訳部分における、「数量」、「単位」及び「備考」の各欄については、原処分において不開示としており、理由説明書においてこれらを不開示とした理由の記載が漏れていたが、改めて精査した結果、開示することが可能な情報と認められることから、新たに開示することとする。

(3) 不開示を維持する部分とその不開示理由等

ア 不開示を維持する部分について

上記(2)アにおいて新たに開示する部分以外の、本件対象文書の細目別内訳部分における「単価」及び「金額」の各欄については、不開示を維持する。

イ 不開示理由の補充説明

機器に係る「単価」及び「金額」の各欄については、製造業者から徴取した見積価格に本学が独自に設定した「低減率」を掛け合わせたものを記載している。一方、機器以外のものの「単価」及び「金額」の各欄については、(i)文部科学省の公共建築工事積算基準等資料に基づき、本学が独自に作成した市場単価表に基づいて「単価」及び「金額」の各欄を算出して記載しているもの、(ii)一般的に販売されている刊行物に記載されている単価に基づき、本学が独自に作成した複合単価表又は物価版比較表に基づいて「単価」及び「金額」の各欄を算出しているものがある。理由説明書においては、機器以外のものの「単価」及び「金額」の各欄を不開示とする理由の記載が漏れていたが、そもそも、市場単価表、複合単価表及び物価版比較表は本学で独自に作成しているものであり、その内容については公表していないため、当該欄を公にすると、公表していない市場単価表、複合単価表及び物価版比較表の内容が類推され、

ひいては予定価格の類推が容易になることから、今後、同種の機器更新の設備工事を実施する場合、契約事務等本学にとって支障を及ぼすため、法5条4号二に該当し、不開示とする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月9日 審議
- ④ 同年4月17日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年5月17日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年6月12日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、東京大学（駒場II）3号館における空調設備改修工事（II期）（以下「本件工事」という。）に係る工事積算価格算出内訳明細書（本件対象文書）の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、当該不開示部分のうち上記第3の2（2）に掲げる部分は新たに開示するが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については法5条4号二に該当するとしてなお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### （1）予定価格の設定方法及び公表について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

（ア）東京大学では、工事等の受注事業者を決定する場合、東京大学会計規程に基づき、公告して申込みをさせることにより一般競争に付した上で、あらかじめ同大学が設定した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることとしている。

（イ）予定価格の設定に当たっては、東京大学契約事務取扱規程に基づき、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとしている。

（ウ）上記（ア）及び（イ）を踏まえ、具体的には、取引の実例価格を重視し、次の積算方法により設定を行っている。

a 機器の予定価格については、複数の製造業者から定価見積書を徴取し、このうち最も安価な見積額に、東京大学が独自に算定し

た「低減率」を掛け合わせたものを予定価格としている。機器以外の予定価格については、(i) 文部科学省の公共建築積算基準等資料に基づき、東京大学が独自に作成した市場単価表に基づいて「単価」及び「金額」を算出して記載しているもの、(ii) 一般的に販売されている刊行物に記載されている単価に基づき、東京大学が独自に作成した複合単価表又は物価版比較表に基づいて「単価」及び「金額」を算出しているものがある。

b 低減率は、東京大学における調達実績や市場調査等を勘案し、独自に算定する見積額に対する補正（査定）率を表したものである。低減率の設定には多くの工事实績を積み重ねる必要があり、数年単位での調査が必要となることから、短期間で変動する性格のものではなく、年度の近接する調達にあっては、変更を必要とする特段の調査の結果が生じない限りは、ほぼ同様の率が採用される。

c 見積内容は、入札参加者には設計図面等で明らかにされており、東京大学が見積りを徴取した事業者に守秘義務や調達への参加制限を課すものではないため、当該事業者から同大学に提出されたものと同様の見積書を第三者が入手することは容易である。

(エ) 予定価格の公表については、入札及び契約に関する透明性の確保及び不正行為の防止、さらには調達の質を確保する観点から、予定価格及びその積算内訳（予定価格の種目、科目及び中科目別内訳）については、将来の契約の予定価格を類推されるおそれがあると認められるものを除き、事後公表することとされている。

本件工事に係る予定価格については、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ウェブサイト（以下「文科省ウェブサイト」という。）において公表されており、また、種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳については、東京大学において紙媒体での閲覧が可能であるが、低減率、見積書、市場単価表、複合単価表及び物価版比較表の内容については、公表していない。

イ 当審査会において、東京大学のウェブサイトに公表されている東京大学会計規程及び東京大学契約事務取扱規程を確認したところ、その内容は上記ア（ア）及び（イ）の諮問庁の説明のとおりであると認められる。また、本件対象文書を見分したところ、当該文書には低減率の具体的数値自体は記載されておらず、上記ア（ウ）の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

さらに、当審査会において、東京大学において紙媒体での閲覧に供している本件工事に係る予定価格算出内訳明細書の提示を受けて確認し、また、当審査会事務局職員をして文科省ウェブサイトを確認

させたところ、これらの内容は、上記ア（エ）の諮問庁の説明のとおりであり、低減率、見積書、市場単価表、複合単価表及び物価版比較表は一般に公にされていないと認められる。

(2) 不開示維持部分の法5条4号ニ該当性について

上記(1)を踏まえ、検討する。

ア 別表に掲げる不開示部分には、本件工事の予定価格に係る細目別の積算内訳等が記載されている。

イ 当該部分のうち、諮問庁が新たに開示するとしている部分を除く部分については、これを公にすると、第三者が容易に入手可能な見積額と組み合わせることにより東京大学が独自に算定した低減率が判明することから、同大学が今後発注する工事の予定価格が推測される、又は、公表していない市場単価表、複合単価表及び物価版比較表の内容が類推され、ひいては予定価格の類推が容易になるおそれが生じ、その結果、当該予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになる、また、談合が一層容易に行われるようになるなど、契約等に係る事務に関し、処分庁の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、不開示維持部分は法5条4号ニの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号ニに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号ニに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別表

不開示箇所		不開示理由
5 頁	表の「数量」，「単位」，「単価」，「金額」及び「備考」の各欄の 4 行目ないし 3 4 行目	5 条 4 号二
	表の枠外の一部	
6 頁	表の「数量」，「単位」，「単価」，「金額」及び「備考」の各欄	
	表の枠外の一部	
7 頁	表の「数量」，「単位」，「単価」，「金額」及び「備考」の各欄の 1 行目ないし 6 行目， 9 行目ないし 1 4 行目及び 1 7 行目ないし 3 4 行目	
8 頁	表の「数量」，「単位」，「単価」，「金額」及び「備考」の各欄の 1 行目及び 2 行目， 5 行目及び 6 行目， 9 行目ないし 1 2 行目， 1 5 行目及び 1 6 行目， 1 9 行目ないし 2 1 行目， 2 4 行目ないし 2 9 行目及び 3 2 行目ないし 3 4 行目	